

# 今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和3年1月8日(水)  
午後2時00分から午後2時30分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館 11階 特別会議室3号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数 24名 (現に在任する委員 24名)

議長(会長) 15番 森 京典 (会議規則第7条)

出席委員数 20名

1 矢野邦男	2 渡邊節夫	3 大澤穰兒	4 戸田修司
6 近本静信	8 長野健二	9 越智幹男	11 岡貞義
12 竹田清隆	13 越智要	14 桑田誠	15 森京典
16 新居田守	17 津吉利幸	18 吉井一浩	19 岡田勝利
20 藤本博	21 野間義郎	23 永井政則	24 近松安文

欠席委員数 4名

5 岡林興通	7 本宮勇	10 渡邊昭彦	22 松岡一誠
--------	-------	---------	---------

4. 議事に関与する職員

局長	越智直紀
次長	二宮一成
主査	藤坂貞仁
主査	谷内義孝

## 5. 議事

### 【農地法関係議案】

議案第 69 号

農用地利用集積計画関係（受付番号 1～30）

議案第 65 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について（受付番号 1～14）

議案第 66 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について（受付番号 1～8）

議案第 67 号

農地法第 4 条の規定による許可申請について（受付番号 1～2）

議案第 68 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について（受付番号 1～16）

報告第 42 号

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（受付番号 1～19）

報告第 43 号

農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について（受付番号 1）

報告第 44 号

農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

（受付番号 1～8）

報告第 45 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について（受付番号 1～5）

報告第 46 号

農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人報告書について  
(受付番号 1 ～10)

## 6. 議事録

会 長 ただ今から令和2年度第11回の総会を開催いたします。  
それでは、議案の審議に入りたいと思います。  
本日は、委員24名中20名の出席となっており、本会は成立しております。  
議事録署名人に11番 岡 貞義 委員、21番 野間 義郎 委員を私から指名させていただきます。

議 長 議案第69号 農用地利用集積計画関係について  
議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。  
[通常利用権1～30] 議案第69号は、今治市長より令和2年11月30日付で、農用地利用集積計画の決定を求められています。  
農地集積促進員の皆様にお世話いただいた利用権設定の関係でありまして、今治市全体の計画が、一括方式30件、  
面積は121,188㎡でございます。  
それぞれの小委員会にて内容について審査していただいた結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、市の基本構想に適合しており、  
各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。

議 長 説明が終わりました。  
以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります。  
農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問ありませんか。

全 員 (意見、質問なし)  
議 長 それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なし)  
議 長 それでは原案どおり決定いたします。

議 長 議案第65号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。  
議案第65号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号1] 申請地は大浜町、砂場町、小浦町にある農地4筆で、登記地目は田、畑、面積は合計1,300㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号2] 申請地は高部、波方町西浦にある農地13筆で、登記地目は田、畑、山林、面積は合計8,964㎡でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第1、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その

土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

- [受付番号 3] 申請地は菊間町佐方にある農地 12 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 17,933 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 4] 申請地は吉海町名にある農地 10 筆で、登記地目は畑、面積は合計 5,055 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 5] 申請地は吉海町本庄にある農地 8 筆で、登記地目は畑、面積は合計 5,193 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 6] 申請地は伯方町木浦にある農地 12 筆で、登記地目は畑、面積は合計 6,091.4 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 7] 申請地は伯方町木浦にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 861 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 8] 申請地は伯方町叶浦にある農地 11 筆で、登記地目は畑、面積は合計 5,044 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 9] 申請地は伯方町叶浦にある農地 8 筆で、登記地目は畑、面積は合計 5,706 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 10] 申請地は伯方町北浦にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 1,568 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 11] 申請地は上浦町瀬戸にある農地 11 筆で、登記地目は畑、面積は合計 5,031 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 12] 申請地は大三島町肥海にある農地 6 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 2,153 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

事務局 [受付番号 13] 申請地は大三島町宮浦にある農地 6 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1,564 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 14] 申請地は大三島町口総にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 356 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

合計 14 件、107 筆、面積 66,819.4 m<sup>2</sup>となっております。地元委員さん 1～3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。  
(意見、質問なし)  
議長 原案どおり非農地に判断することに、ご異議ございませんか。  
(異議なし)  
議長 それでは、原案どおり判断いたします。

議長 議案第 66 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。  
議案第 66 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号 1] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社員の者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 233 m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 2] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は 2 筆で、地目は田、面積は合計 3,153 m<sup>2</sup>で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 3] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 1,679 m<sup>2</sup>で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 4] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 1,663 m<sup>2</sup>で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、公売の買い受けによる所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 5] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 2,642 m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 6] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は 3 筆で、地目は畑、面積は合計 2,686 m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 7] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は樹園地、面積は 2,893 m<sup>2</sup>で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 8] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は樹園地、面積は合計 561 m<sup>2</sup>で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第 3 条第 1 項許可申請に係る申請書の要件確認書をご覧ください。それでは、農地法第 3 条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
  - ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
  - ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
  - ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
  - ⑤譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
  - ⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか
  - ⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
- ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であると思われまます。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。  
(意見、質問なし)  
議長 許可することに、ご異議ございませんか。  
(異議なし)  
議長 それでは、そのようにいたします。

議長 議長 議案第 67 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 68 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。  
議案第 67 号は農地法第 4 条の規定による許可申請、第 68 号は農地法第 5 条の規定による許可申請についてでございます。

[議案第 67 号 受付番号 1] 申請人は農業者 1 名、申請地は桜井地区登畑の 1 筆で、地目は畑、面積は 363 m<sup>2</sup>でございます。  
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農家住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われまます。  
事業計画につきましては、申請人は、大型化した農機具等の保管場所となる農業用倉庫を建築するため、自宅敷地に隣接する申請地を

利用して農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年12月15日で、許可日から令和3年7月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第2小委員会で協議を行い、追認やむを得ないとの判断に至っております。

[受付番号2]

申請人は農業兼会社員1名、申請地は朝倉地区朝倉上の2筆で、地目は畑、面積は合計209㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農業用倉庫を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、申請人は、自宅敷地が手狭で農業用資材や農機具を置くスペースに困っているため、自宅敷地に隣接する申請地を利用して農業用倉庫を建築しようとするものでございます。

申請年月日は令和2年12月11日、農業委員会の受付日は令和2年12月15日で、許可日から令和3年2月28日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第3小委員会で協議を行い、追認やむを得ないとの判断に至っております。

[議案第68号  
受付番号1]

譲受人は電気工事業を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は乃万地区矢田の1筆で、地目は畑、面積は1,157㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、今治ICの出入口から300m以内の農地であるとの理由から、第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を賃借し、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年12月15日で、許可日から令和3年6月1日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号2]

譲受人は電気工事業を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は乃万地区矢田の1筆で、地目は畑、面積は1,076㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、今治ICの出入口から300m以内の農地であるとの理由から、第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を賃借し、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年12月15日で、許可日から令和3年6月1日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号3]

譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は乃万地区宅間の1筆で、地目は畑、面積は277㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を父親から賃借し、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日は令和2年11月20日、農業委員会の受付日は令和2年12月15日で、許可日から令和3年5月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号4]

譲受人は会社役員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は富田地区東村5丁目の1筆で、地目は田、面積は264㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供する



ことにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が貸露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、自らが役員を務める会社の従業員及び業務関連用車両の駐車場不足を解消するため、会社に近い申請地を譲り受け、貸露天駐車場として整備し、会社に貸し付けるものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年12月15日で、許可日から令和3年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

- [受付番号5] 譲受人は調剤薬局を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は清水地区四村の1筆で、地目は田、面積は999㎡でございます。この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、今治市清水支所から300m以内の農地であるとの理由から、第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま
- す。事業計画につきましては、譲受人は、今後、事業拡大を図るため、申請地周辺に同類の店舗が無く、県道に面し交通の便が良い申請地を賃借し、調剤薬局を建築しようとするものでございます。
- 申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年12月15日で、許可日から令和3年8月31日までに事業を完了する予定となっております。
- また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

- [受付番号6] 譲受人は会社員2名、譲渡人は会社員1名、申請地は清水地区中寺の1筆で、地目は畑、面積は331㎡でございます。この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、中寺弁天泉公園及び真木歯科から500m以内で、上下水道が前面道路に埋設されている農地であるとの理由から、第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま
- す。事業計画につきましては、譲受人は、現在、親と同居していますが、子どもの成長に伴い手狭で不便になったため、実家に近い申請地を妻から使用賃借し、分家住宅を建築しようとするものでございます。
- 申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年12月15日で、許可日から令和3年10月31日までに事業を完了する予定となっております。
- また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

- [受付番号7] 譲受人は太陽光発電事業等を営む法人、譲渡人は会社員1名、申請地は清水地区新谷の2筆で、地目は田、面積は合計1,150㎡でございます。この申請地は都市計画区域内であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま
- す。事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地に地上権を設定し、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。
- 申請年月日は令和2年12月9日、農業委員会の受付日は令和2年12月15日で、許可日から令和3年5月31日までに事業を完了する予定となっております。

- [受付番号8, 9] 関連しておりますので、一括してご説明いたします。これら2件、受付番号8、9の譲受人は同一で土工工事業を営む法人、受付番号8の譲渡人は会社員1名、申請地は玉川地区長谷の1筆で、地目は畑、面積は153㎡でございます。受付番号9の譲渡人は農業者1名、申請地は玉川地区長谷の1筆で、地目は畑、面積は130㎡でございます。これら申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供す

ることにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が車庫及び資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、事業拡大に伴い増加した事業用の資材や車両を置くスペースが無い

ため、会社の事務所に近く利便性の良い受付番号9の申請地を譲り受け、受付番号9の申請地を使用貸借し、事業用の車庫及び資材置場として一体的に整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年12月15日で、許可日から令和3年6月30日までに事業を完了する予定となっております。

なお、受付番号8については違反案件であります

[受付番号10] 譲受人は会社員1名、譲渡人は農業兼自営業者1名、申請地は波方地区養老の1筆で、地目は畑、面積は374㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、現在、親と同居していますが、子どもの成長に伴い手狭で不便になったため、実家に近い申請地を父親から使用貸借し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年12月15日で、許可日から令和3年5月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件については違反案件であります

[受付番号11, 15] 関連しておりますので、一括してご説明いたします。

これら2件、受付番号11及び受付番号15の譲受人は同一で太陽光発電事業等を営む法人、受付番号11の譲渡人は無職の者1名、申請地は吉海地区本庄の3筆で、地目は田、面積は合計1,781㎡でございます。受付番号15の譲渡人は無職の者1名、申請地は伯方地区伊方の2筆で、地目は畑、面積は合計1,548㎡でございます。

これらの申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システム及び露天資材置場を設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している、受付番号11の申請地を譲り受け太陽光発電システム及び露天資材置場を設置し、受付番号15の申請地に地上権を設定し太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年12月15日で、許可日から令和3年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号12] 譲受人は会社員1名、譲渡人は会社員1名、申請地は吉海地区仁江の5筆で、地目は田、面積は合計1,581㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年12月15日で、許可日から令和3年7月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 13] 譲受人は無職の者1名、譲渡人は自営業者1名、申請地は吉海地区仁江の1筆で、地目は畑、面積は247㎡でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が貸露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画につきましては、譲受人は、母親の介護関係車両の駐車場、及び近所住民から要望のあった駐車場を確保するため、自宅敷地に隣接する申請地を譲り受け、貸露天駐車場として整備しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年12月15日で、許可日から令和3年7月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 14] 譲受人は電気工事業等を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は伯方地区木浦の3筆で、地目は畑、面積は合計1,253㎡でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地に地上権を設定し、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年12月15日で、許可日から令和3年5月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 16] 譲受人は旅館業を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は上浦地区甘崎の1筆で、地目は畑、面積は278㎡でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が簡易宿泊所併設型コワーキングスペース敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画につきましては、譲受人は、現在上浦町にて空き家を活用した簡易宿泊所を運営していますが、今後の事業拡大と人口減少が著しい当地域の地方創成を図るため、既存の簡易宿泊所に近く利便性の良い申請地と隣接する宅地を譲り受け、簡易宿泊所併設型コワーキングスペース敷地として一体的に整備しようとするものでございます。  
申請年月日は令和2年12月14日、農業委員会の受付日は令和2年12月15日で、許可日から令和2年3月31日までに事業を完了する予定となっております。  
なお、本件については違反案件ではありますが、第6小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

事務局

続いて、手元にお配りしている申請書ごとの要件確認書をご覧ください。  
それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。  
農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか

- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であると思われま

す。また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。  
 議員 (意見、質問なし)  
 議長 許可することに、ご異議ございませんか。  
 議員 (異議なし)  
 議長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。

議長 報告第 42 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について  
 報告第 43 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について  
 報告第 44 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
 報告第 45 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
 報告第 46 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人報告書について  
 一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。  
 報告第 42 号は農地法第 3 条の 3 届出、報告第 43 号は農地法第 4 条届出、報告第 44 号は農地法第 5 条届出でございます。  
 報告第 42 号につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は 19 件の届出がありました。第 43 号につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は 1 件の届出があり、面積は 59 m<sup>2</sup>でありました。第 44 号につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は 8 件の届出があり、合計面積は 10,637 m<sup>2</sup>でありました。第 43 号及び第 44 号につきましては、市街化区域内の転用のための届出でありまして、地元の委員さん又は小委員会で、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。第 42 号から第 44 号まではいずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

[報告第 45 号  
 受付番号 1]  
 令和 2 年 11 月 19 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はありとなっております。

[受付番号 2]  
 令和 2 年 11 月 9 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号 3]  
 令和 2 年 12 月 9 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号4]

令和2年12月15日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号5]

令和2年12月1日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

事務局 [[報告第46号 農地所有適格法人報告書につきまして、各法人の要件を確認した結果、議案書のとおり、すべて適当となっております、今回報告させてい  
受付番号1～ いただいているすべての法人が農地所有適格法人の要件を満たしておりますことをご報告いたします。  
受付番号10]

全 員 (異議なし)  
議 長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議 長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして終了いたしました。  
せっかくの機会でございますが何かございませんか。

事務局 失礼します。

事務局からその他としまして、令和2年の農地賃借料情報が、お手元の資料のとおりとなっておりますので、ご報告いたします。

なお、内容につきましては、各小委員会でも報告しましたとおり、令和2年中の有償の貸借の実績であり、無償の貸借については含んでいませんので、  
注意をお願いいたします。

議 長 他に何かご意見、ご質問はございませんか。  
(意見なし)

意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。